

【新型コロナウイルス対策特別措置】

実施概要

**特別措置の実施**

新型コロナウイルス感染拡大の影響により観光客減少による観光事業者への影響が出ています。そこで観光客誘致による町内観光事業者の支援を目的に、当補助金について特別措置を実施します。

旅行会社様には当補助金をご活用いただき、岡山県・矢掛町へのご送客お願い致します。  
当補助金は他の補助金（国・県）と併用可能な補助金です。

◆対象者；国内に事業所のある旅行業登録をしている旅行会社

◆特別措置対象期間：令和4年3月1日～令和5年1月31日  
（上記期間内に催行された旅行・ツアー）

◆交付申請書・実績書提出期限

・交付申請書提出〆切：令和5年1月27日（金）必着

※予算額に達した場合、予告なく申請受付を締め切る場合がございます。

・補助金実績報告書提出〆切：令和5年2月8日（水）必着

◆補助金交付の一例；有料観光施設（本陣）入館+町内での昼食利用

1名あたりの補助金額：1,500円＝有料観光施設利用500円+飲食店利用1,000円

20名ツアー1回あたり 30,000円以上の助成（通常10,000円以上）

◆対象者；国内に事業所のある旅行業登録をしている旅行会社

◆補助金額；次の条件を満たすごとに加算方式で補助金を交付する。

- （1）有料観光施設の利用1カ所につき、1名あたり500円を交付し、1日当たり最大2カ所分まで対象とする。
- （2）町内飲食店での店内食事利用又は町内事業者からの弁当等の食事のテイクアウト利用がある場合、1名あたり1日につき1,000円を交付する。ただし、1名あたりの利用金額が1,000円以下の場合には利用額と同額までを上限とする。
- （3）町内宿泊施設の利用がある場合、1泊につき1名あたり2,000円を交付する。
- （4）第4条第1項から第3項のいずれかの補助金交付対象の旅行であり、町内に事業所を構えるバスやタクシー等の交通事業者を利用した場合、1日当たりバスやタクシー等の借上げ料（回送に係る経費を含む）の3分の2以内（上限100,000円、100円未満の端

数は切捨て)を1台ごとに交付する。ただし、借上げ料以外の高速道路利用料や駐車場代は交付対象経費に含めないものとし、正当な理由なくバスやタクシー等の台数を増やしていると判断した場合は、増台分を交付対象から外すこととする。

◆補助条件；

- (1) ツアーの構成人数が3名以上であること
- (2) 町内の有料観光施設、飲食店又は宿泊施設等を利用すること
- (3) 矢掛町暴力団排除条例第2条第1項から第3項に掲げる暴力団員等が関与している旅行でないこと

◆申請方法

ツアー催行前に矢掛町のホームページからダウンロードした様式に必要事項を記入し、**押印**のうえ下記まで郵送又はご持参ください。

審査終了後、一般財団法人矢掛町観光交流推進機構【やかげDMO】から交付決定通知書が届いた後にツアーを催行し、催行後に「実績報告書」を提出、条件を満たした金額を補助いたします。

やかげDMOホームページ；[https://japan-yakage.jp/jigyosya\\_sen](https://japan-yakage.jp/jigyosya_sen)

申請書郵送先・問合せ先

〒714-1201

岡山県小田郡矢掛町矢掛 1989 (矢掛ビジターセンター問屋内)

一般財団法人矢掛町観光交流推進機構【やかげDMO】

TEL：0866-83-0001 FAX：0866-83-0025

## 矢掛町観光誘客促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、矢掛町の観光資源の活用と観光客の誘導を図るため、旅行業者が主催する観光バス等を利用した観光ツアー(以下「ツアー」という。)に対し、予算の範囲内において矢掛町観光誘客促進補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づき旅行業の登録を受けた旅行業者で、かつ、日本国内に事業所がある者とする。

(補助対象ツアー)

第3条 補助の対象となるツアーは、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 実施日1日当たりツアー構成人数が3名以上であること。
- (2) 町内の有料観光施設、飲食店又は宿泊施設等の利用があること。
- (3) 矢掛町暴力団排除条例第2条第1項から第3項に掲げる暴力団員等が関与している旅行でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の条件を満たすごとに加算方式で交付する。

- (1) 有料観光施設の利用1カ所につき、1名当たり500円を交付し、1日当たり最大2カ所分まで対象とする。
- (2) 町内飲食店での店内食事利用又は町内事業者からの弁当等の食事のテイクアウト利用がある場合、1名あたり1日につき1,000円を交付する。ただし、1名あたりの利用金額が1,000円以下の場合には利用額と同額までを上限とする。
- (3) 町内宿泊施設の利用がある場合、1泊につき1名あたり2,000円を交付する。
- (4) 第4条第1項から第3項のいずれかの補助金交付対象の旅行であり、町内に事業所を構えるバスやタクシー等の交通事業者を利用した場合、1日当たりバスやタクシー等の借上げ料(回送に係る経費を含む)の3分の2以内(上限100,000円、100円未満の端数は切捨て)を1台ごとに交付する。ただし、借上げ料以外的高速道路利用料や駐車場代は交付対象経費に含めないものとし、正当な理由なくバスやタクシー等の台数を増やしていると判断した場合は、増台分を交付対象から外すこととする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、矢掛町観光誘客促進補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び決定通知)

第6条 理事長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付を決定し、その決定の内容を矢掛町観光誘客促進補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更等の届出)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、矢掛町観光誘客促進補助金変更(中止)申請書(様式第3号)を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

(1) 交付申請の記載内容に変更が生じたとき。

(2) 当該ツアーを中止したとき。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業(ツアー)等が完了したときは、完了した日から起算して20日以内又は補助金等の交付の決定の通知を受けた日の属する年度の3月末日のいずれか早い期日までに、矢掛町観光誘客促進補助金実績報告書(様式第4号)に関係書類を添えて理事長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 理事長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、矢掛町観光誘客促進補助金確定通知書(様式第5号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第10条 補助事業者は、前条の規定による額の確定後、補助金の交付を受けようとするときは、矢掛町観光誘客促進補助金請求書(様式第6号)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の請求書が提出されたときは、30日以内に補助金を支払うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月6日から施行し、令和元年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。